

## 令和7年度 町有地(ふじみ分水の森付近)貸付に係るプロポーザル 審査要領

令和7年度 町有地(ふじみ分水の森付近)貸付に係るプロポーザルにおける貸付相手を選定するにあたり、適正に審査するため下記のとおり定める。

### 1. 提案書

- ・提案書の作成は別紙「提案書作成要領」による。
- ・提案書の提出は、別紙「実施要領」第9項による。

### 2. 審査会

- (1) 審査方法 提案書及びプレゼンテーションに基づいて審査員が総合的に評価し、優秀であると認められたものを選定する。
- (2) 日 程 令和8年2月 25 日(水) 富士見町役場内  
※時間等その他詳細については、後日連絡する。
- (3) 審 査 員 令和 7 年度 町有地(ふじみ分水の森付近)貸付に係るプロポーザル選定委員会
- (4) 審査項目 (別紙1)令和 7 年度 町有地(ふじみ分水の森付近)貸付に係るプロポーザル審査基準参照
- (5) 審査方法 提案者が企画提案書の説明を20分程度行い、その後、説明に対する質疑応答を10分行う。プレゼンテーション終了後、審査項目(※別紙1)の細項目について、次に示す5段階により評価し、採点基準に従い得点を算定する。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.5
D	要求水準を満たしている程度にとどまる	配点×0.25
E	要求水準を満たしていない	配点×0.0

ただし、貸付候補者は最低水準得点(6割)を満たす者とする。

### 3. その他

- ・提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、また必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。